

事業系ごみ減量化・ リサイクル推進の手引き

～成田市内の事業所の皆さまへ～



令和7年7月
成田市 環境部クリーン推進課

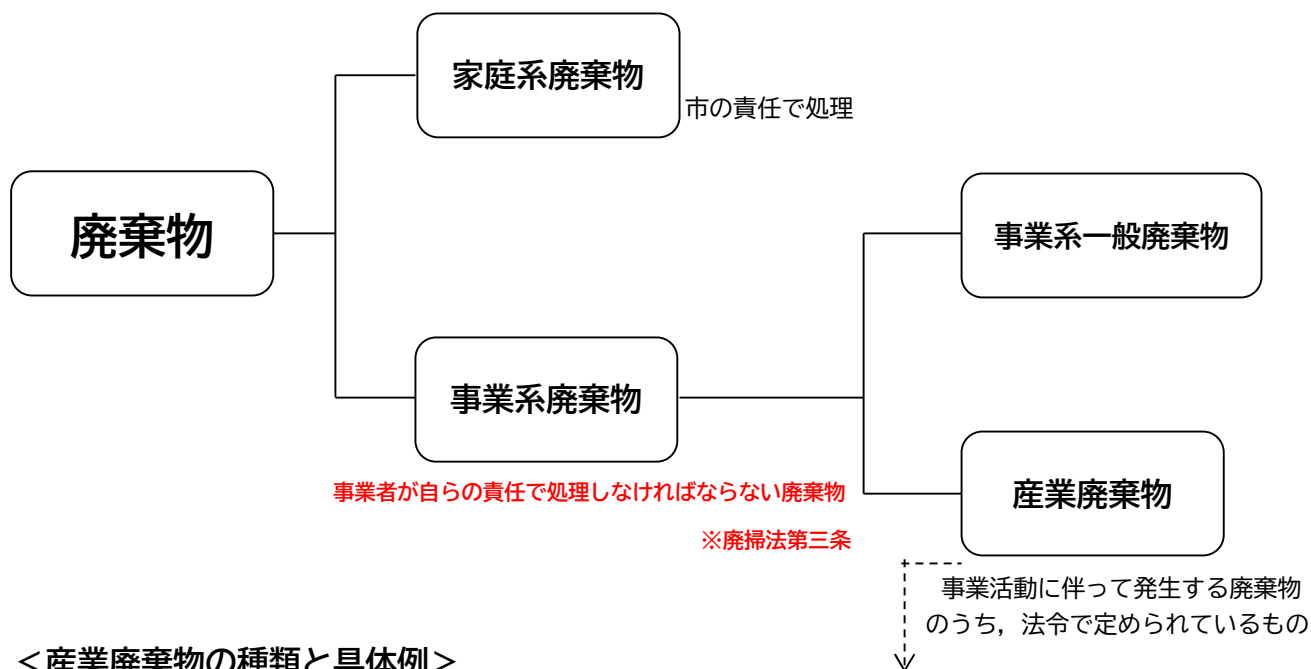
も く じ

1. 廃棄物の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 事業者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 可燃ごみの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. ごみの処理の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 古紙の分別方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
6. 減量に向けた市の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
7. 減量化対策の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
8. 成田市収集運搬業許可業者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

1. 廃棄物の区分

廃棄物は、家庭から排出される家庭系廃棄物と、事業所から排出される事業系廃棄物に分けられます。

事業活動に伴って出たごみのうち、法令で定められた産業廃棄物以外のものを事業系一般廃棄物といえます。



<産業廃棄物の種類と具体例>

あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰など	特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	製紙業、紙加工製造業、新聞業印刷物加工業などから生じる紙くず
	② 汚泥	工場排水処理や物の製造過程などから排出される泥状のもの		⑭木くず	木材製造業、建設業などの特定の業種から排出されるもの
	③ 廃油	鉱物性油、潤滑油、洗浄油溶剤、タールピッチなど		⑮繊維くず	繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くずなど
	④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸などすべての酸性廃液		⑯動植物性残さ	食品製造業などで原料として使用していた動植物に係る不要物
	⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液などすべてのアルカリ性廃液		⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くずなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物		⑱動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず		⑲動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑧ 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど		⑳上記の19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの	
	⑨ ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、グラスウール（断熱材）、灰空ビン類、破損ガラス、カレットくず、レンガくずなど		<u>市の処理施設で受入できないものについては、事業者の責任で適正に処理してください。</u> （産業廃棄物に関する問い合わせ先： 一般社団法人千葉県産業資源循環協会 043-239-9920）	
	⑩ 鉱さい	異物廃砂、電炉等溶解炉かす不良石灰、粉炭かすなど			
	⑪ がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片など			
	⑫ ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で捕捉したもの			

2. 事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の中で、事業者には次のような責務があると定められています。

- ・ 廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない
- ・ 廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量化と資源化に努めなければならない
- ・ 廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない

3. 可燃ごみの現状

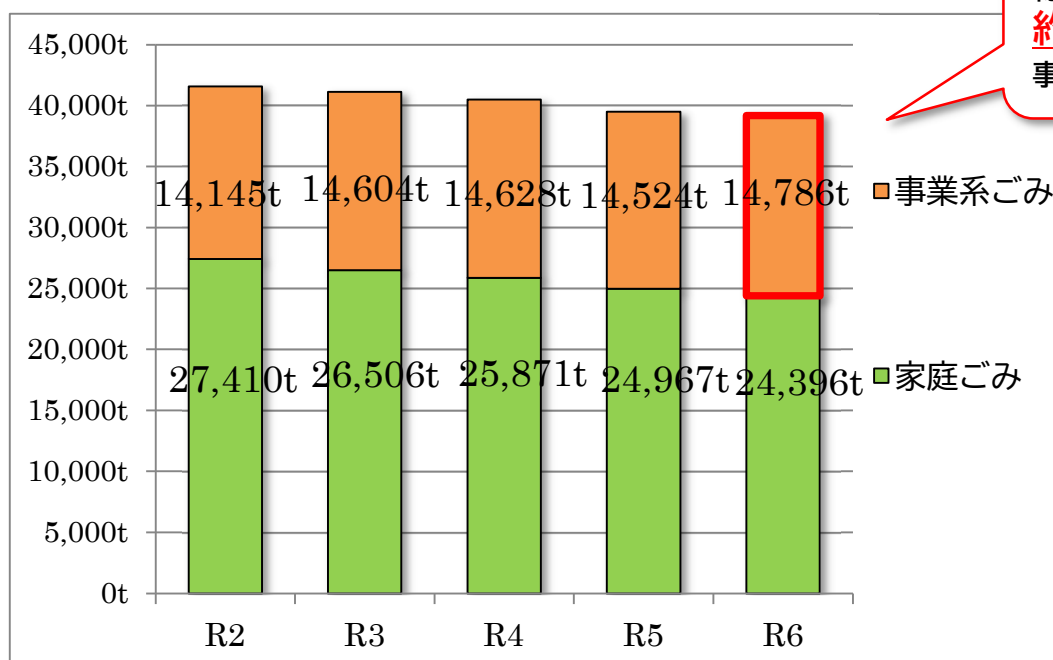
成田市で発生する一般廃棄物のうち、約38%が事業所から発生する事業系一般廃棄物であり、令和6年度の事業系ごみは、昨年度と比較すると約262t増加しました。

可燃ごみは基本的に全て成田富里いずみ清掃工場で熔融処理されますが、近年は、搬入されるごみの量が処理計画量を超えたことにより、一部については、民間処理場で焼却処理されております。

また、成田富里いずみ清掃工場に搬入される可燃ごみの中にリサイクル可能な古紙（ダンボールなど）が多く見受けられます。また、本来は搬入できない産業廃棄物（ペットボトル、ビニール類、プラスチックなど）も多く見受けられます。

事業系一般廃棄物の分別の徹底を行い、リサイクルできるものについては、リサイクルすることが、成田富里いずみ清掃工場の延命化や豊かな自然環境の維持のための課題です。

<可燃ごみ 搬入量の推移>

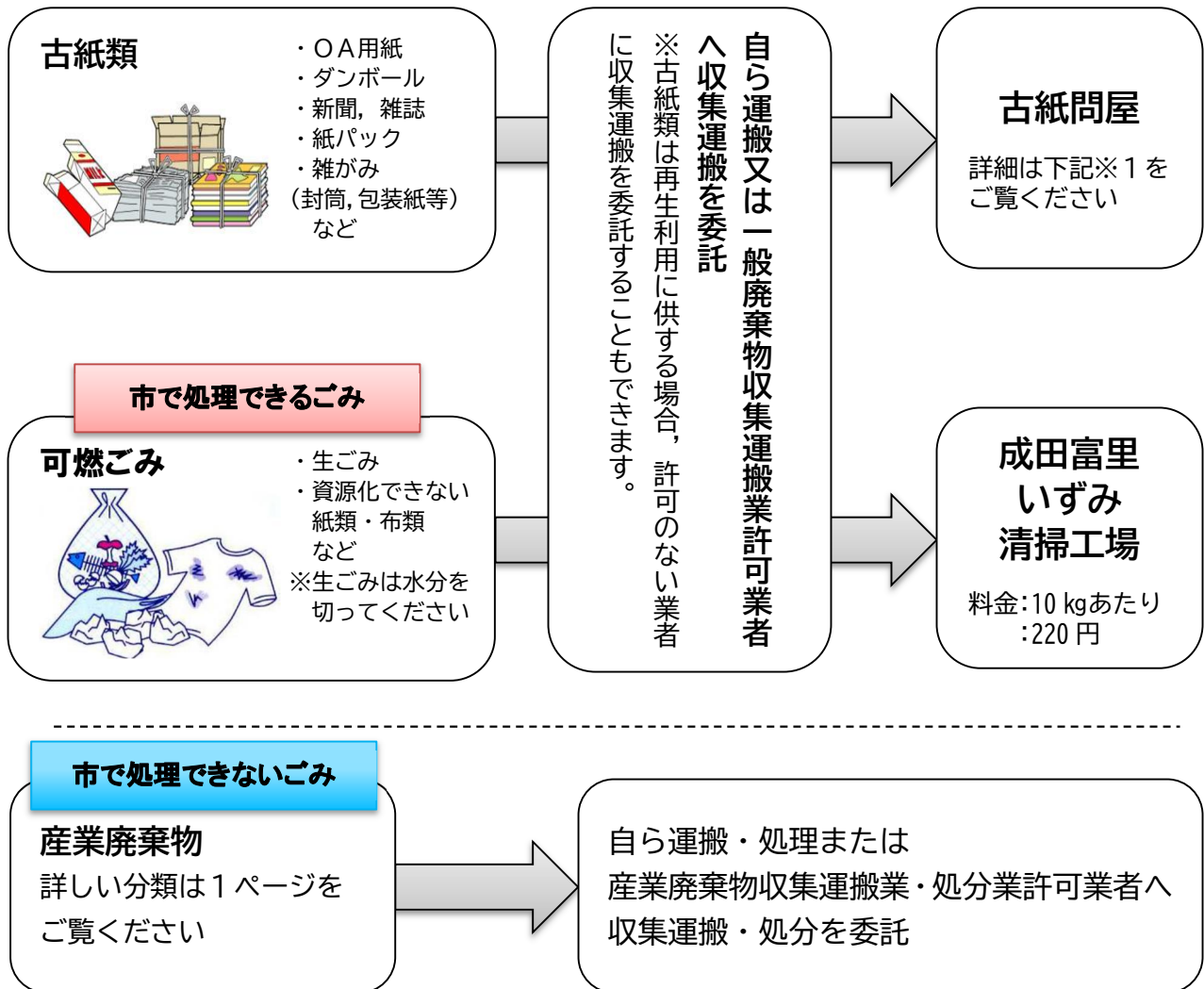


総搬入量の
約4割が
事業系一般廃棄物

4. ごみの処理の流れ

事業系ごみは、下記の方法で処理してください。

※現在、更に細かい分別とし、独自ルートで処理している方はそのまま構いません。



※1

< (例) 古紙類の引取を行っている市内業者 >

会社名	郵便番号	住所	電話番号
株式会社 新井商店	286-0114	成田市本城157	0476-35-1721
株式会社 和光	286-0133	成田市吉倉150	0476-22-0825

- ・受入時間・条件等は業者ごとに異なる可能性がありますので、必ず事前に確認してください。
- ・適正な処理を行う業者であれば、上記以外の業者に引取を依頼することも可能です。
- ・料金につきましては、直接お電話でご確認をお願いいたします。

5. 古紙の分別方法

①事業系古紙の分別区分

古紙は、次の6種類に分別し、資源化をお願いします。

OA用紙



ダンボール



紙パック



新聞紙



雑誌



雑がみ



※テープ、クリップ、ビニールなど紙以外のものや、感熱紙など再生できないものは取り除いてください。

※紙パックはすすいで開いて、乾燥させてください。

×資源化できない古紙の例

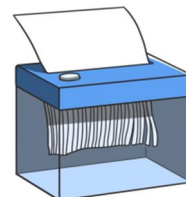
- ・カップ麺のふた、タバコの箱の内紙、菓子の包み紙などアルミ加工してあるもの
- ・アイスクリームカップ、紙コップなど防水加工してあるもの
- ・感熱紙、カーボン紙、写真など薬品加工してあるもの
- ・付箋などののりの付いているもの
- ・洗剤の箱や線香の箱など匂いがついているもの

可燃ごみとして、
処理してください。

②機密書類やシュレッダー紙の資源化

機密書類やシュレッダー処理した紙も、以下の条件を満たせば引取ができます。
ただし、引取できない場合もありますので、事前に業者へお問い合わせください。

- ・上記の「資源化できない古紙」が入っていないこと
- ・ビニールやひも、プラスチックなど紙以外のものが入っていないこと
- ・マイクロカット（紙吹雪状まで細かくする）シュレッダー等以外であること



6. 減量に向けた市の取組み

事業系ごみ減量のメリット

○処理コスト削減

ごみ減量・分別の徹底による資源物の売却などにより、処理コストの削減につながる可能性があります。

○企業イメージアップ

地球温暖化等の環境問題や SDGs への関心が高まっており、リサイクルの推進やごみ減量を積極的に行うことで、企業のイメージアップにつながります。

①30・10（さんまる・いちまる）運動

令和7年4月1日より「成田市残さず食べよう！30・10運動の推進に関する条例」が施行されました。成田市では食べ残しによる食品ロスを削減するために、会食や宴会時の30・10運動を推進しています。

残さず食べよう！

さんまる いちまる

30・10 運動

会食・宴会の食べ残しを減らす運動です！

- ・乾杯後30分間と、お開き前10分間は自分の席でお料理を楽しみましょう！
- ・苦手なお料理はみんなでシェア！
- ・食べきれなかったらお店に確認し、持ち帰りましょう！

司会のアナウンス例

初めの挨拶
本日は、食への「もったいない」という気持ちをもって30・10運動を実施したいと思います。
乾杯後30分と終了10分前には、お席で料理をお楽しみください。

乾杯から30分後
30分経ちましたので、お席をご移動いただいて構いません。
終了10分前には今一度声をかけますので、お席へお戻りください。

終了10分前
それでは、終了10分前になりましたのでお席で料理をお楽しみください。

成田市HPもご活用ください！

成田市環境部クリーン推進課
☎0476-20-1530

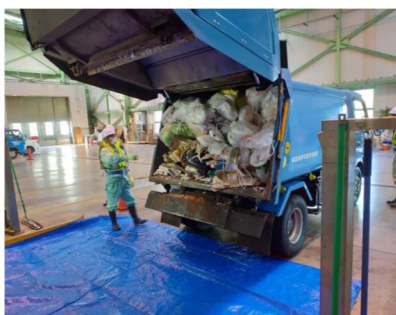


(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page308100.html>)

②展開検査

ごみ収集運搬許可業者が収集してきた廃棄物（いずみ清掃工場に持ち込まれたごみ袋）をブルーシート上に広げ、内容物を検査します。

産業廃棄物やリサイクル可能な資源物など搬入できないごみ（不適切なごみ）が混入していた場合は、排出した事業者には分別等、適正処理についての文書指導や現地確認をおこなっています。



① 搬入物を降ろす様子



② ごみ袋を分ける様子



③確認後の様子



② 不適物-ビニール類
（産業廃棄物）



⑤不適物-発泡スチロール
（産業廃棄物）



⑥不適物-シュレツダー紙
（資源物）

繰り返し指導しても改善されずに再度不適物が発見された場合には、排出事業者に取り組みさせていただきますので、分別の徹底をお願いいたします。

③訪問指導の実施

クリーン推進課職員が企業や店舗等の事業所を訪問しています。訪問時には、ごみの分別や処理方法、リサイクルの実施状況について確認しています。また、ごみ減量の取り組みに関する質疑応答や、必要に応じて分別指導を行っています。

④減量計画書

年間のごみの排出量が多い 200 事業所を対象として、ごみ減量に関する取り組みについての計画を提出してもらいます。。また、各事業所ごとに廃棄物管理責任者を選任していただく届出の提出をお願いしています。

7. 減量化対策の事例

1. 食品ロスや生ごみの削減

日本の年間食品ロス量約 464 万トンのうち、事業系食品廃棄物は約 231 万トンとの調査結果が出ています。（農林水産省及び環境省：令和 5 年度統計）

食品ロスは、製造工程のロスや返品、売れ残り、食べ残しや仕込みロスが主な要因です。過剰生産削減、賞味期限延長、バラ売りや 3010 運動などに取り組むことで、ごみとして排出される量を減らすようにしてください。

生ごみには堆肥や飼料（エコフィード）としてリサイクルできるものが含まれています。詳しくは生ごみ処理機の取扱業者や食品リサイクル業者に問い合わせてください。

・登録再生利用事業者一覧表/農林水産省ホームページ

(<http://www.maff.go.jp> の検索から「登録再生利用事業者一覧表」と入力)

【参考：食品廃棄物の分別区分】

産業廃棄物	食品の製造・加工業者⇒加工残さ・規格外品 例) 食品メーカー等
事業系一般廃棄物	食品の流通業者⇒売れ残り・食品廃棄 例) スーパー、コンビニエンスストア等の小売業等
	食事の提供を伴う事業者⇒調理くず・食べ残し 例) 飲食店、宿泊施設等

2. 紙類の再利用・削減

オフィスでの印刷は両面コピーや裏紙利用をすることで用紙の消費を減らすことができます。

また、令和 6 年度、成田市ではペーパーレス宣言をしており、資料などを電子化することでペーパーレス化に取り組む事業所も増えてきています。

【オフィスでできる減量化の取組み】

- ・両面印刷や 2in1 印刷
- ・電子媒体等によるペーパーレス化
- ・裏紙の利用・書類の一元化

市でも分別ボックスを利用し、紙類（新聞紙・雑誌・コピー用紙等・ダンボール）の再資源化に取り組んでおります。（令和 6 年度回収実績：71,770kg）



3. プラスチックごみの削減

環境省ホームページは、「プラスチック・スマート」を推奨し、マイボトル・マイバッグの持参などプラスチックの削減に向けて取り組んでいる事業者が紹介されています。

(<http://plastics-smart.env.go.jp>)

成田市収集運搬業許可業者名簿

(令和7年7月現在)

共同リサイクル(株)	286-0117	成田市三里塚光ヶ丘 1-862	35-2635
(有)片岡清掃サービス	286-0013	成田市美郷台 3-13-16	24-0213
(株)成運興業	286-0844	成田市宝田 1698	22-7135
(有)真幸産業	286-0118	成田市本三里塚 23-11	40-5325
(有)りさいくるや大野	286-0831	成田市芦田 2056-1	36-3330
(株)北辰産業	286-0807	成田市北羽鳥 2175-2	37-0899
みどり産業(株)成田支店	286-0125	成田市川栗 798-14	35-6400
(株)緑環境 成田支店	287-0216	成田市南敷 459-3	73-5060
GLORY SUPPORT(株)	286-0117	成田市三里塚光ヶ丘 1-1314-105	36-5092
(有)エーエムティー	286-0844	成田市宝田 2385	0479-74-8825
片野建設(株)	287-0205	成田市奈土 1203-1	0478-55-1801
(有)榊原商店	287-0224	成田市新田 77-1	0299-63-1726
(株)環境美装	286-0823	成田市小泉 481-1	36-6606
(株)和光商事	289-0111	成田市名木 667	0479-76-8951
ときわ陸送(有)	286-0102	成田市天神峰 80-1	85-6969
(株)堀越造園 (枝木・草 限定)	287-0225	成田市吉岡 287-1	73-2665
(株)北総フォレスト (枝木・草 限定)	270-1616	印西市岩戸 3298-1	80-5211
PLANTS PLUS(株) (枝木・草 限定)	265-0046	千葉市若葉区小間子町 1-48	043-308-4105
(株)グリーンアース (枝木・草 限定)	260-0813	千葉市中央区生実町 2662-1	043-312-1367

参考：【成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例】一部抜粋

（事業者の責務）

第5条 事業者は廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、事業活動に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持に関し、市の施策に協力しなければならない。

（事業者による減量化及び資源化）

第9条 事業者は、事業系廃棄物の分別の徹底を図る等資源化を促進するために必要な措置を講ずる等により、その減量化及び資源化に努めなければならない。

2 事業者は、事業活動に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、減量化に必要な措置を講ずるとともに、再生資源及び再生品を利用すること等により資源化に努めなければならない。

（事業用大規模建築物の占有者の義務）

第10条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の占有者は、市長の指示に従い、資源化を促進する等により、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化及びその適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化に関する計画書を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の占有者は、前各項に規定する義務の履行に関し、相互に協力しなければならない。

（勧告等）

第11条 市長は、事業用大規模建築物の占有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、事業用大規模建築物の占有者が前項の規定による勧告に従わないときは、市の処理施設への受入れを拒否することができる。

（事業者の義務）

第22条 事業者は、その事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障の生じないうちに自ら処分し、若しくは運搬し、又は廃棄物の収集、運搬及び処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。